

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和三十年五月二十日(金曜日)午後一時三十分開会

委員の異動
五月十三日委員成瀬清治君辞任につき、その補欠として加瀬完君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷實三郎君
理事 榎竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
長島 銀蔵君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
堀 貞孝君
國務大臣 杉原 荒太君
政府委員 防衛政務次官 田中 久雄君
防衛庁長官 門叶 宗雄君
官官房長 林 一夫君
防衛庁教育局長 都村新次郎君
長事務取扱 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 石原 周夫君
防衛庁経理局長 久保 龜夫君
防衛庁裝備局長

経済審議 田中 龍夫君
政務次官
経済審議 酒井 俊彦君
総務部長
運輸大臣官房長 山内 公敏君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 川島 孝彦君
会専門員 肥沼 寛一君

説明員
中央気象台 北村 純一君
総務部長
中央気象台 肥沼 寛一君
予報部長

本日の会議に付した案件
○経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○連合審査会開会の件
○国防の防衛に関する調査の件
(昭和三十年年度防衛庁関係予算に関する件)
○国家行政組織に関する調査の件
(氣象観測関係の機構及び運轉に関する件)

○委員長(新谷實三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず経済審議庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府側から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(田中龍夫君) 本日大臣が上りまして御説明を申し上げるということでございますが、ただいま所要がございまして、私からかわって説明に上りました。

ただいま議題となりました経済審議庁設置法の一部を改正する法律案について提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のごとく、政府は、さきにわが国の経済の自立を達成し、完全雇用の実現を図ることを目的として経済六ヵ年計画の構想を策定したのであります。が、今後この計画を強力に推進し、その実現を確保するためには、これらの事務を所掌します経済審議庁の機構を整備いたしますとともに、その権限に所要の改正を加えることが必要であると認められますので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

ただ、今回の改正にあたりましては、機構、権限の改正は、長期経済計画の推進上、さしあたり必要な最小限の改正にとどめ、また機構の改正に伴う職員配置につきましても、行政の簡素、強力化の見地から部内の配置転換等によつて、これを処理することとし、新規事務を伴う原子力関係におきまして若干の増員を行いますほか、定員の増加は行わず、従いまして部長の増員に伴い審議官の定員を一名、室の新設に伴い調査官の定員を二名減じたのであります。

次に、改正法的主要内容について御説明申し上げます。改正の第一は、審議庁の任務、権限の改正であります。すなわち第三条で審議庁の任務に「長期経済計画の推進」を加え、単に長期経済計画を策定することのみでなく、積極的にその推進を図ることを審議庁

の基本的任務としたわけであります。これに伴いまして第四条において審議庁の権限として、長期経済計画の策定と、その計画に関する関係行政機関の事務の総合調整を規定いたしました。

これによつて審議庁は、長期経済計画の観点から関係各省の政策ないし計画の調整を図り、政府の諸施策の総合性、計画性を保持し、長期経済計画の実施を強力に推進して参る所存であります。しかしてこの総合調整のための手段として、第十一条におきまして、審議庁の長官は、長期経済計画の策定および推進のため必要があるときは、関係行政機関の長に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができることとし、また長期経済計画の推進のためには、重要な政策及び計画の立案について関係行政機関の長に必要な勧告をなす得ることとした次第であります。

改正の第二点は、内部部局の整備であります。すなわち長期経済計画の策定及び推進に関する事務の重要性にかんがみまして、今後計画部の事務分量はかなり増大して参り、ここにこれに関する関係各省の事務の総合調整にあたります幹部職員は膨大なものになることとなりますので、現在の計画部から国土総合開発関係を分離して開発部を設け、専任部長を置き、計画部長は、長期経済計画及び原子力関係等に専念させることとした次第であります。なお、この機会に従来の総務部を

長官官房に改め、官房長に置くことといたしました。

改正の第三点は、各部間における所掌事務の調整であります。国際経済協力に関する事務は、現在は調整部の所掌となつていますが、その事務の内容から考えまして、その所掌を長官官房に移すことといたしました。また原子力に関する事務は、その重要性和事務分量の増大に伴い、これを計画部の所掌事務として明記することとしたのであります。また、新たに原子力室を設けてこれが処理に当らせるつもりであります。なお、以上の改正によつて経済審議庁の基本的性格が変更されるものとは考えていないのであります。審議庁の現在行なつております事務の内容から考えても、審議庁という名称が必ずしも適当でなく、今後企画官庁としての性格が濃厚になつて来ると考えられますので、この際名称を経済企画庁と改めたのであります。

以上が経済審議庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ御審議の上御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 本案につきましては、いずれ審議を後日にいたしたいと思ひますが、この際資料要求等がございしますれば、委員長までお申し出を願ひたいと存じます。

なお、この機会に経済審議庁の総務部長から、ただいまの政府の提案理由を補足して、多少詳細に説明を申し上げます。

たいという申し出なのですが、それを聞くことにいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。それでは政府委員。

○政府委員(酒井俊彦君) それではただいま御説明のごさしました経済審議庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、なるべく重複を避けて、補足的に御説明を申し上げたいと思ひます。

多分お手許に経済審議庁設置法の一部を改正する法律案とある一枚紙がお配りしてあると思ひますが、これを就みながらごく簡単に申し上げます。

第一でございますが、「経済審議庁の任務に長期経済計画の推進を加えるものとする」というのがございます。これは先ほど御説明がございましたように、政府がこのたび六カ年計画というのを経済審議庁を中心に行つたとして策定いたしました。これを経済政策の一つの長期計画なり、政策を立てて行くという体制にいたしました関係上、従来経済審議庁の設置法の第四条にござつては、長期経済計画の策定という任務だけがございましたが、策定のみならず、この六カ年計画に従つて各省が個別政策を立てて行く、それを推進して行くという役割をも任務に加へたいというのが第一点でございます。

する」というのがございます。現在の権限規定におきましては、「経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと」と、それから計画及び政策の企画につきましては、第四条の権限規定の十八号に「二以上の行政機関の経済政策に關連する総合的且つ基本的な政策を企画立案すること」というふうにござひますが、特に六カ年計画をはつきり打ち出しましてこれを推進し、また企業に、策定して行くという必要のために、別に枠を設けて権限を明らかにしたということでございます。それからこの事務の総合調整は一体しからばどういふふうにするかということでございますが、これは各省間の意見の総合調整をもちろん事務的にやつて行くわけでございますが、その場合に必要な規定といたしまして、この要項の三及び四というところに書いてあります。その下に権限を新たにつけ加へたいと思つております。すなわち「経済審議庁の長官は、長期経済計画の策定及び推進のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、これができるときは、これを現在ほこの規定に何をもたせません。事実上の行為として御説明を願ひ、また資料の御提出もいたしてやつておるのであります。こゝろいふものはもちろん、そのうち事実上のことで済むかと思ひますけれども、しかしながら、長期計画をこれから推進して参りますためには、ぜひ法律的には明らかにこゝろいふ資料をいただけるというふうな権限を規定する必要がある」ということで、改

正をいたしておる次第であります。それから第四に「経済審議庁の長官は、長期経済計画の推進のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、長期経済計画に關する重要な政策及び計画の立案について、必要な勧告をすることができるとする」とござひます。これは六カ年計画は御承知のように総合された大きな経済政策、一つのいわば大きな目標と、それに向つて各省の施策なり計画なりが集中されて行くというふうな考え方に立てておりますので、もしも各省で六カ年計画の実施はそゝろいふ各省の長期計画に基いて実施されて行くわけでありまして、そゝろいふ長期計画が六カ年計画に符合しておるかどうかというのを調べて、六カ年計画に合うようにやつていただく。それからまたそれらの計画に基いて行われまふところの重要な政策といふものについても、やはり方向が六カ年計画自体にマッチして誤まりのないようにやつていただく。そゝろいふ必要を生じた場合には、経済審議庁の長官から各行政機関の長に対して勧告を行うことができるという趣旨でございます。で、各個の、各省の立てます長期計画あるいは政策に基きまふ実施の面、すなわちたとえば住宅計画等におきまして、一応住宅の計画を立てられて、それを政策として実行して参ります場合に、実施段階で、こゝろ足りないとか、こゝろしろとか、こゝろ足りないとか、これは各省大臣の責任でおやりになる方が適當であると思ひますので、そゝろいふ具体的な実

施の面に關する勧告はここに含まれておりません。それから以下五、六、七、八、九、十、そこまではこれに伴ひます内部部局の改善でございます。先ほど御説明がございましたように、総務部の名称を改めまして、總理府の警察庁等でございます。それから、各省並みに長官官房という名称に改めるのが適當であらうといふのと、六番目の「國際經濟協力に關する事務を、調整部から長官官房に移管するものとする」、これは現在調整部の所掌になっておりますが、これは今後對外的にいろいろな問題を生じまして、むしろ長官官房に置いたほうが適當であらうといふことで書いておるのであります。

それから七番目の「長期經濟計劃に關する關係行政機関の重要政策及び計劃の実施に關する総合調整の事務を調整部の所掌に加ふるものとする」とござひますが、これは今の長期の六カ年計画に關する実施、実施と言つて調整部が、それに基いて行われまふ各省行政機関の重要な政策あるいは計劃の実施に關する総合調整、総合調整の事務は調整部でございます。それからその次の「長期經濟計劃に關する關係行政機関の重要政策及び計劃の立案に關する総合調整の事務を調整部の所掌に加ふるものとする」、こゝろ六カ年計画に基きまして各關係機關がおやりになる長期の計画についての総合調整、長期の計画がそこに矛盾なく、しかも六カ年經濟の方向に行つていくかといふことの総合調整でございます。そして、これがさらに実施の段階にまで下げました事業政策及び計劃の実施に關する面の総合調整の面は調整部でございます。ことにいたします。これは従来の調整部と計画部の關係から申しまして、當然こゝろいふふうになるのであります。今度の改正におきまして、その方針を踏襲して参りたいと思つております。

それからその次に「原子力の經濟的利用に關する総合調整の事務を調整部の所掌に加ふるものとする」、これは今度新しい事項でございます。昨年来原子力の平和利用に關してどういふふうにしたらいかがいといふことに關しまして、原子力平和利用準備調査会といふのが内閣に設けられております。その内閣の調査会の職務を私どもで処理いたしております。従ひまして、これを従来通り調整部で所掌いたすことにいたしました。ただ従来は法律の規定が明らかでございまして、こゝろで、こゝろにはらりさせるといふ意味で改正をお願いしたいと考へておるわけでありまして、なお原子力平和利用準備調査会の結論等が出まして、これに基いて、一體將來の原子力の機構なり、あるいは基本的な問題をどういふふうに行つたらいかがいといふことは、おのずからその際にきまる問題であると思ひますが、そのきまりますまでの段階において、企画、立案が必然に出て参ります。それらのことは經濟審議庁でやつて行きたいと、こゝろいふ趣旨でございます。

それから十番の「國土開發等のことに關しまして開發部の所掌事務を書いてござひます。これは沿革から申しまして、開發部の仕事は國土開發、國土調査、特殊土地地帯の災害防除であるとか、あるいは離島振興といったふうな仕事

でございます。現在、計開部の中
に、そういうことと同時に、長期の経
済計画、あるいは賠償関係その他一
切にやっておくべきであります。事柄
の性質上、これは二つ違つたもので
ございまして、長期計画の方の事
が非常に忙しくなるといふことと相
待ちまして、これを分けた方がよいとい
うので、開発部を別に設けることに
いたしました。

それから十一番の審議官の定数一
名、調査官の定数二名を減するとあり
ますが、これは計開部を分けて、計開部
と開発部にいたします関係上、この部
長の職を新たに増員いたしませんで、
審議官を一名削って部長に充てる。そ
れから先ほど御説明いたしました関係
経済協力室と、それから原子力利用準
備に關する室と二つ室がございまして、
その室長に充てるため、これも増
員を見合せまして調査官、現在ある調
査官二十名でございまして、これを二
名減らしまして室長に充てたいとい
う趣旨でございます。

それから最後が、名称を企画庁と改
めるといふことでございますが、これ
は先ほどの御説明にありましたような
ことでございますので省略していた
でございます。

簡単にございまして補足していた
でございます。

○委員長(新谷實三郎君) では本案の
審議は次の機会に譲りますが、この機
会に連合審査についてお諮りいたしま
す。経済審議庁設置法の一部を改正す
る法律案について商工委員会から連合
審査会の申入れがありますので、一つ
日程等は追って御相談申し上げること

といたしますが、これを受け入れるこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議がな
いと認めまして、さように決定いたし
ます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に國の防
衛に關する調査を議題といたします。

本日は防衛庁関係の三十年度予算案
につきまして、防衛庁長官その他政府
委員の方々から説明を聴取したいと思
います。

○國務大臣(杉原龍太郎君) 三十年度の
防衛庁の予算につきまして大要を御説
明申し上げます。

三十年度の歳出予算案の総額は約八
百六十八億八千万円でございまして、その
内訳を現勢維持に要する経費と、そ
れから三十年度に増勢いたします分と
に分けて申し上げますと、現勢
維持に要する分が六百一億八千四百
万円、それから増勢の分が二百六十六
億一千六百万円といたしております。

それから國庫債務負担行為に計上し
た金額は総額が百五十四億八
千万円でございまして、その内訳を申し
上げますと、施設整備費が二十五億
九千五百万円、それから船舶建造費が
六十億五百万円、器材費は二つに分け
て申し上げますと、航空機の調達のため
のものが五十二億八千万円、それから
陸上自衛隊の所要兵器で従来アメリカ
力側の供与に依存していたというものを
一部國內調達の方で賄いますために
試作発注を行うために十六億を計上し
たております。

次に、予算定員を申し上げますと、
職員の数には總計で従来と合せまして

十九万五千八百一十一人、うち自衛官が
十七万九千七百六十九人、それから自
衛官でない、いわゆる平服の職員が一
万六千四百四十二人と相なっております。
それから次に予算編成の前提といた
しました自衛隊の勢力を申し上げます
と、陸上自衛隊は今回自衛官二万人
を増員し、本年度におきまして、三十
年度におきまして、九州地区に方面總
監部及び混成団一つ、それから北海道
に混成団一つを作るといふことにいた
しております。その結果本年の末この
予算を御審議の上もし成立を認めてい
ただけですなれば、本年度末には方面
總監部がすでに北海道にありまして、
部と合せて二箇、それからすでにあり
ます六管区隊、それから二混成団の編
成を見ることが相なる次第でございま
す。それから海上自衛隊のほうは、本
年度中にアメリカ側から訓練用といた
しまして千六百トンの潜水艦一隻の供
与を期待いたしております。それと
日本側で調達いたします分とを合せま
して約一万八千トンを要したいとい
うと考えております。航空自衛隊は三十
年度中にアメリカ側から供与を期待し
ておりますものが、実用機で六十機、
練習機で百三十四機、これを期待いた
しております。それから日本側にお
きまして練習機を三十六機調達いたし
たいと考えております。それからアメ
リカ側から供与を期待しております実
用機、その実用機F86五十四機でござ
いまして、それをもつて航空団を編成
いたしたいと考えております。なお、
さきに国会の議決を経ました本年度四
月暫定予算におきまして、防衛庁経費
として六十九億三千万円が計上されて
おるのでありますが、現に衆議院に

おきまして審議中の六月分の暫定予算
補正におきまして、同じく防衛庁経費
といたしまして七十一億七千九百万円
を計上いたしておりますが、これらは
いずれも二十九年度末現在の勢力、つ
まり現勢の維持のため必要な経費を
計上いたしております次第でございま
す。

大要以上の通りでございます。

○委員長(新谷實三郎君) 防衛庁長官
の説明を補足いたします。石原経理
局長から、お手元に配付しております
防衛庁予算の大要という資料の補足的
な説明をしていただきます。

○政府委員(石原周夫君) お手元に配
付してございまして二つございま
して、「昭和三十年度防衛庁予算の大
要」といふのと、もう一つは、「昭和三十
年度予算による装備、施設、船舶、
航空機等の整備計画」といふものを
もつて始めます。十枚の表でござい
ます。ただいま長官の御説明のありま
した予算の大要の方につきまして、大
体この順序で長官がお話になつたわけ
であります。補足を申し上げます。

最初のページから次のページにかけ
まして、経費の額が陸海空各自衛隊、
これが三十年度は現勢維持、つまり
二十九年度末におきまして勢力を維持
いたします分、増勢分、本年度におき
まして新規に増加をいたします分、
その関係の経費を区分いたしました総
括的な表がございまして。

第二ページの終りのところに、三十
年度の現勢維持の経費が、先ほど長
官から御説明願ひました六百一億八千
四百万円、増勢分が二百六十六億一
千六百万円、合計いたしまして八百六
十八億一千万円の追加と相なっております。

であります。それを前年度と御比較願
いますと、七百四十二億八千五百万円
なるのであります。百二十五億一千
六百万円の増加と、こういうことに相
なるわけでありまして。

防衛庁の経費は二つの項からなつて
おります。防衛庁費という項と防衛
庁施設費という項であります。今二
ページ目の上の欄のトータルのところ
を申し上げます。防衛庁費の方は七百四十三億、防衛庁
施設費の方は百二十四億でございます
が、前年度と比較をしてみますと、防
衛庁費は二百十九億の増、防衛庁施設
費は九十四億の減に相なっております。こ
ういふ数字であります。國庫債務負担行為
はその次の「備考」といふ二ページの表
にございまして、これは長官がおつ
しやいました施設整備費、船舶建造費
並びに器材費の各内訳が出ておるわけ
であります。前年度との比較をいたし
ますと、七十四億八千万円の増加で
ございまして、施設整備費の方では減
少になっておる。船舶建造費は増加に
なり、器材費というものは全然二十
九年度にはなかつた國庫債務負担行
為の項目であります。

三ページに定員の表がございまし
て、先ほど長官のおつしやいました総
数で十九万五千八百一十一人の、三十年
度といふところの計の一番下をござん
願ひますと、十九万五千八百一十一人
という数字が出ておる。自衛官が
十七万九千七百六十九人、非自衛官が
一万六千四百四十二人という数字であ
ります。二十九年度との比較が出てお
るわけでありまして、増加の總額が、先
ほど長官がおつしやいました。審議の下

三

昭和三十年五月二十日 衆議院

第一部 内閣委員会 議録第六号

昭和三十年五月二十日 衆議院

昭和三十年五月二十日 衆議院

昭和三十年五月二十日 衆議院

昭和三十年五月二十日 衆議院

三

の機が三万一千二百七十一人というよりな数字に相なるわけであります。

三番目に、予算編成の前提といたしまして自衛隊の勢力が陸海空にわたって書いてございまして、陸上自衛隊はこの三ページの下のあたりにございまして、人数、合計で十六万一千六百五十八人あります。備考にございまして、予備自衛官は五千人分を含んでござい

ます。四ページに参りまして、それをもちまして編成をせられます部隊のことが書いてございまして、現在一方面隊六管区隊が、先ほど長官が御説明になりましたように、九州に方面隊司令部ができ、九州及び北海道に混成団ができて、こういうことでありまして、混成団と申しますのは、これまでの言葉で類似の言葉といたしましては、混成旅団という言葉をございまして、管区に編成をせられておられますいろいろの種類の隊員を含みますところの特科、施設、特車というような種類を含みます管区の規模の小さいものであります。大人数におきまして管区の人数の半分くらい、六千数百というくらいに相なるといいます。

海上自衛隊でございまして、海上自衛隊は隊員二万三千八百八十八人、艦艇が、現勢維持と申しますのは、まあ御承知のように、船舶建造費は一部分当該年度歳出予算に組み、残りの部分を補正予算に組みのであります。この当該年度に頭を出してございまして、建造計画が、すでに国会の議決を経ておきますので、それを二十九年度の分まで全部合せまして、すでにごらんのように八万二千六百五十八トンというのが、計画中、建造中のものを含みます

総トン数に相なっております。今年度十二隻、一万八百四十トンを計画いたしておきますので、その三十年度の建造計画まで含めまして、三百八十六隻、九万二千九百五十八トンのものが全ト数に相なるわけでありまして、

その次に増勢の内訳といたしまして、その艦種別の比較がございまして、警備船甲という一千六百トンのものが四隻で六千四百トン、以下中型掃海船三隻、雑船で三隻、古い昔の駆逐艦の「栗」というのが上つて参りまして、引き上げられまして、これを改裝いたしまして使います、そのト数を含めまして九千二百四十トン、アメリカからは、先ほど長官がおっしゃいましたSSと申しますのは潜水艦であります。一ぱい千六百トンを入れるというわけで、合計いたしまして一万八千四百トンというに相なります。

次の五ページに航空機の数字がございまして、これは二十九年度末(A)という欄にございまして、四十三機、本年度におきまして四十二機を増加いたしまして、八十五機、日本側調達という欄が下にございまして、これは一番上のKALという機種を除きまして、全部ヘリコプターで、これはベタル、S51、S55という三種はヘリコプターでございまして、日本側がヘリコプター、及びKALと申しますのは連絡機でございまして、これを一機ずつ、陸海空三幕僚がおのおの機一つずつ持っております。上のTBMから始まりましてJRFに終る、これは機種が対潜哨戒機と申しますか、そういう海上の防衛関係に特殊でありますところの機種であります。練習機は全部次に申し述べます航空幕僚、航空自衛隊の方でござ

いますために、練習機はこの中に入っております。全部実用機であります。

その次に航空自衛隊でございまして、航空自衛隊は定員を四千五百九十九人増加いたしまして、一万三千四百六十六人要るといことが五ページの一番下にございまして、

六ページに参りまして、これに備えます航空機の定数が出ております。合計で、先ほど長官がおっしゃいました二百三十機を増加いたしまして、四百二十一機に相なるわけでありまして、このうち上のF36Fという機種、これは戦闘機であります。C46という機種は輸送機であります。この二種類は先ほど長官がおっしゃいました実用機というグループに入るわけでありまして、この六十機と十機の計七十機というものが実用機の機数になるわけでありまして、下の欄でT6G、T33、それから日本側調達の方に参りまして、T84、及びT33、これだけはいずれも練習機であります。そのうちT33は御承知のジェット練習機であります。日本側が先ほど長官からお話のございました航空機の調達計画によりましてT33の国産化をはかりまして、本年度におきまして九機の生産が期待されますので、日本側調達としてT33九機が特に計上されておるのであります。T34という機種は、これは一番初歩の練習機であります。これはすでに国産化になっておまして、昨年以來調達をいたしました。(注)にございまして、これは実用機と練習機に区分をいたしたものでございまして、(注)に教材機といふところが増勢二十二機が載っておりますが、これは航空自衛隊の整備

学校あたりにおきまして、整備の必要上教材といたしまして飛行機をばらしたり、組み立てたりします、そういう教材として使います飛行機、それがT33十一機、T86十一機、これを合せまして二百五十二機に相なります。

部隊は、先ほど長官がおっしゃいましたように、F86F五十四機をもちまして二隊、この二つの隊で航空団を作る予定であります。

次の七ページの「予算編成の前提としたMDAPの期待」、これは陸海空別にございまして、先ほど長官がおっしゃいましたように、ここに装備品甲類といふところがございますが、これは火砲、特車というような基本的な兵器でございまして、これは従来から御承知のようにアメリカから供手を受けております。これにつきましては、先ほど長官のおっしゃいましたように、国庫債務負担行為におきまして、これを国産化したため試作発注を三年度において行います。本年度といいたしましては、全部アメリカの供手を期待をいたしておるわけでありまして、その試作ができ上りますのは三十一年度以降に相なるわけでありまして、装備品乙類は、原則として日本側の調達に相なるわけでございますが、一部国産化不能のものがございまして、その分につきましてはアメリカに期待する、これは通信機であります。施設といたしましては、主として九州地区で九千人分の返還を期待しております。あとは米国の留学生、委託教育、従来からやつておりますもの引き続きであります。

海上自衛隊は、先ほどごらんを願いました潜水艦一ぱい千六百トン、航空機が、対潜機が四十二機、あと施設の返還、MDAPによる米留学生というよりなもの。

航空自衛隊は、先ほどごらんを願いましたような教材機を含めまして二百十六機、定数分と書いてございまして、部隊に編成をせられて、その運航費を計上いたしておりますものが百九十四機、あとは通信機、施設の返還、留学生というよりなものでございますが、(注)といふところに航空機の生産関係が出ておまして、ここにジェット機の国産化の計画、先ほど御説明のございました五十二億八千万円の国庫債務負担行為の内訳がござい

ます。これはF86Fとおおむね七十機及びT73とおおむね九十機というものをアメリカのMDAPの援助のもとに国産化をいたす計画であります。F86Fのほうは、①に書いてありますのがF86F七十機の生産関係でありまして、この七十機は生産計画としては三十一年度中にはできません。三十一年度二十七機、三十二年度四十三機、合せて七十機ということでございます。

それに対しまして、次のページに参りまして、「三十年度予算計上額」にございまして、三十年度予算の計上額は、これは先ほど申しましたように、F86Fは完成をいたしませんので、もっぱら組み立ての部品をアメリカからもちろむわけでありまして、その運搬費といたしまして三億四千三百万円を計上いたしております。あとは国庫債務負担行為で、先ほどごらんをいた

だきました三十一年度二十七機、三十二年度四十三機、それに当ります十億八千万円、十七億一千九百万円、計二十七億九千九百万円というのが国庫債

務負担行為の額に相なるわけでありま
す。T33のほうは三十三年度中に、先ほ
ど申し上げましたように九機でござい
ます。三十一年度に六十七機、三十二
年度に二十一機、合計で九十七機。三
十年度の予算には運搬費が四千四百万
円のほか、先ほど申し上げました九機
分の金一億一千二百万円がございまし
て、これが合計一億五千六百万円が歳
出予算に計上されております。歳出予
算計上額は先ほど申し上げましたF86、
T33を合せました合計でありま
す。国庫債務負担行為はいわゆる三十
一年、三十二年にわたります。それ
を総括いたしましたのがそこにある表
でございまして、F86、T33合計で五
十七億八千万円というのが全体の数字
に相なるわけでありまして、そのうち予
算に五億円を本年度計上し、五十二億
八千万円が国庫債務負担行為に相なっ
ております。三十一年度に二十八億八
千八百万円、三十二年度に約二十四億
円、こういう数字であります。

もう一つ申し上げてございしますのは、これはいろいろ必ずしも一貫いた
しておりませんが、ごく簡単に御紹介
だけ申し上げておきますと、一番上に
ございしますのが「昭和三十年度予算に
よる装備・施設、船舶、航空機等の整
備計画」でございます。これはまず
陸上自衛隊の装備が歳出予算、国庫債
務負担行為を合せまして車両で幾
ら、施設機械で幾ら、通信機で幾らと
いうことが載っておりますが、これ
は初年度のものより更新のものに分
けておるのであります。

二ページに参りまして施設の關係が
そこに包含以下の項目に分けて内
訳が出ております。これは国庫債務負
担行為は、先ほど申し上げました二十
五億九千万円の施設整備費の内訳をな
すものでありまして、この内訳は二、
三枚あとに出ております。そこでは総
額として七億円の国庫債務負担行為に
なっておりますというだけのことでありま
す。

海上自衛隊の船は先ほど申し上げま
したように警備船が四以下が出て
おりまして、そのうち歳出予算に幾
ら、国庫債務負担行為に幾らというこ
とになっております。この歳出予算、
国庫債務負担行為の割合につきま
しては、本年度末におきます経費の
消化の事情から考えまして、本年度は
四分の一を予算に計上いたしまして、
四分の三を国庫債務負担行為の方に廻
してあります。国庫債務負担行為が、
先ほど申し上げましたように、相当大
きく増額しております一つの理由は、
従来は大体四割程度を当該年度に、六
割程度を翌年度に廻したのですが、本
年度は、今申し上げましたような割合
で切りかえましたのが国庫債務負担行
為の額が増加いたしました理由の一つ
であります。次に、海上自衛隊の施設
が出ておりますが、これも歳出予算、
国庫債務負担行為に分れるわけであり
ます。

航空自衛隊の航空機購入計画は、T
34初級練習機は既に研究機といいたし
まして軽型ジェット練習機を三機計
上しております。(何)にございしますの
が、先ほど申し上げましたF86戦闘機
以下の国産化計画、四ページの施設、
これも国庫債務負担行為と歳出予算に
分けまして、航空自衛隊の施設の計画
が出ております。

それで第一の資料を終りまして、第
二の資料が五ページにございします。「昭
和二十九年度国庫債務負担行為による
発注状況」、これは参議院予算委員会
の御要求がございまして出しましたも
のでございしますが、これは御承知のよ
うに、相当大きな未契約繰り越しを歳
出予算として出しておりますので、
国庫債務負担行為としては契約をする
に至らなかったという趣旨が書いてござ
います。

第三の資料は六ページにございします
が、「昭和三十年度国庫債務負担行為
による発注計画」、これは先ほどごら
ん願いました施設整備費と船舶建造
費、これを項目に分けてまして、歳出予
算に幾らを通し、国庫債務負担行為に
幾ら通したかという資料であります。
それから七ページに器材費の内
訳が出ております。

次に、横の表になりまして、昭和三十
年度の器材費の予算の内訳がござい
ます。器材費のトータル二百八十一億
八千六百万円、八ページの註の四行目
に書いてありますが、これを陸海空の
三自衛隊に分ちましたのが上の表でござ
いまして、武器に幾ら、車両に幾ら
という内訳でございします。

その次のページの「防衛庁施設費の内
訳」、予算の目録の区分に従いまし
て書いてございします。すなわち旅費、
事務費、不動産購入費、これが予算の
科目におきますところの分類であり
ます。

次の三枚ほどの横の表が月別の人員
充足表でありまして、陸上、海上、航
空という三枚の表であります。

その次の表が二十九年度予算執行状
況表であります。これは三月三十一日
現在であります。これも四月三十日
以降におきまして、また支出が行われて
おりまして、現在まだ最終的の計数を
得ておりません。最終的な計数が縮ま
りました上で正確な数字を申し上げる
ことができないと思ひます。

次は、今度は縦の表でありまして、
「MSA協定に基づく昭和三十年度供与
期待設備の種類、数量、金額、維持費
等」というものが書いてございま
す。金額という欄に出ておりますのは、
新品価格に對しまして、それに対
しまして推定現在価額というものを陸
海空の場合には六割、海の場合には六割、
空の場合には八割、これはすべて現用
品でございします。新品価格に對し
まする推定現在価額を表明してござ
います。この推定現在価額が大体陸上が九
十八億、海上が十八億、航空が百四十
五億という数字に相なっております。
これは全部網羅してございせんので、
MSAの主要なものを抜き出してござ
います。これは一切ではございませ
ん。

それから最後の表が三十年度増勢終
了後における「平年度維持費調」であ
ります。これは陸上自衛隊が(何)、
海、空とありまして、(何)が定員、(何)が
部隊、この前提におきまして(何)の金額
五百億円というのを書いてございま
す。海上自衛隊の(何)の定員、(何)の艦
船、特に海上自衛隊について申し上げ
ておきますが、この艦は三十一年度に
は全部動員ものであります。(何)あなた
はどを「て呼ぶ者あり」一番最後の表
について申し上げておりますが、それ
には付いておりません。

○委員長(新谷三郎君) それはどう
いう題ですか。

○政府委員(石原周夫君) 「三十年度
増勢終了後における平年度維持費調」
というのがございします。ちよつと表の
綴り方が違ひますが、平年度維持
費調というのです。私の持つておりま
すのとちよつと綴り方が違ひますが、
これで陸上が五百億、海上が百三十
億、航空が九十億、ちよつと今申し
上げたのは、海上自衛隊の場合に
おきましては、これらの船舶が三十一
年度に完成して、三十一年度には、そ
れからは百三十億という金額は減少し
たということです。

大体資料で御説明申し上げました。
○委員長(新谷三郎君) ただいまの
杉原長官、石原局長の御説明に對しま
して御質疑がありますれば御質疑を願
います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷三郎君) 速記始め
て。ただいまの説明に對しまする質疑
は次回に譲ることいたします。速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷三郎君) 速記を始め
て。次に、国家行政組織に関する調査
を議題に供します。本日は気象観測開
係の機構及び運営につきまして御質疑
を願ひたいと思ひます。

○木下源吉君 来ている方は……

○委員長(新谷三郎君) 本日は中央
気象台総務部長北村純一君、予報部長
肥沼寛一君のお二人がお見えになつて
おります。

○木下源吉君 それでは一つお尋ねし
ますが、どちらからでも御都合のいいよ
うに御答弁を願ひます。昨年からは今
年にかけて、私は北海道ですが、四十七
度線以南の鮭鱒漁業の漁船が、大勢

に昨年春被害をこうむったことは御承知でありましよう。また九月には洞爺丸遭難事件が世界の歴史にもまれなことが、これはいろいろ海難審判で捜査をしておりますが、何と言つてもやはりあの大しけがもう少し徹底しておれば、方法のいかんを問はず人為的に避け得られる遭難であつたというようにも世間では考へておる。高松、宇野間の問題は濃霧ということでありまして、気象にあまり関係ないようでありまして、頭にはやはり気象のことがびんときます。これはまあ関係がないといふように報道されておりますがね。また昨日か今日の新聞を見ますと、台風の定点観測に、洋上百里も何十里もに、わずか千トンに足らない、七、八百トンの船がこれに従事しておる、こういうふうなことも新聞に出ておるわけだ。かたがた國民が今気象に關する関心が非常に強いのであります。そこでこれについては、占領後における日本のいろいろな面で、財政上その他で補修、復旧というものはすべの点で完備しておらない。これはいふまでもなく、従つて気象關係においてもこれは免れないことは考へます。だが船舶の、海洋の問題ばかりではなく、昨年来の天候異常、明らかにこれは漁業、農業その他にも非常な關係がありまして、生活とは密接な關係があると考へられます。これは予算においては決して私は多額なものが必要と思はないので、その不備が明らかになつておる以上、何とかしてこれが欠陥を補わなければならぬ。そうして、ただいま申し上げたような一切の役に立てなければいかぬと、こう考へ

えるので御質問するのでありますが、まあこういうような毎年頻発する災害を防止、軽減するためには、気象台の幹部の皆さんが業務遂行にどんなに熱意があるかというところが重要な問題であると思へます。現在国会に提出されておる気象台關係の予算案について、ちよつと見まして、災害を防止、軽減するに足る予算とはこれは考へられませんか。これはなほだ失礼な申し分でありまして、気象台幹部の諸君が主として技術關係にある關係上、予算等行政面において熱意が足りないのではないか、こういうふうに思われるのですが、当然充實されなければならぬものがこのようになっておる根本の原因は一体どこにございましてか、お考えを一つ伺いたいと思つて、考へます。そうしてもう一つ伺いたいのは、施設の不備の程度ですが、現在の、これも一つあなたの方の責任ある口から、ここで一つお話を願つて、從來定員法の改正などにおいて、實際必要である人員、船の乗組員が五人なれば動かぬようなものを、たとへば三、四人に減らしたというふうなことが原因したというふうなこともありました。そういうことも災いしていると思つておられますから、これらの整備拡充について、ただいまお尋ねした欠陥がどこにあるかというのを第一にお答え願つて、その欠陥を一体どうすれば……、どのくらい欠陥があるのだというのを、はっきり國民に一つ知らしていただく、そういう國民のこの今日の不安を除いてもらいたいということが質問の趣旨であります。でありますから、すべてはあなたの方の専門的な目から見ても不備の

点、欠陥はどうなつてゐるということ、を率直に一つ言つてもいいと思います。次は、洞爺丸事件以来の通信網の整備であります。その後幾らか改善をしたと考へますが、そのようなことで今後の気象通信の確保ができる自信がございしますか、どうか、これも一つ伺ひたい。第三点は、気象台は毎年八十億程度の予算を要求しているようでありまして、実際には国会に予算要求されている額は二十億程度でありまして、これは気象台が運輸省の付屬機關であるから、省の予算のワケの關係上要求がでないのではないかと思ひたい。これは果してそういうためであるならば、機構上われわれは考へなければならぬと、こう考へます。まあ大体本日のことは根本的な問題だけに一つ限定いたしておきますが、次は、この給与關係であるのですが、給与では気象台では頭打ちや特別号俸の該當者が非常に多いと聞いているのです。組合発行のパンフレットによりまして……、ここの一月の官側の発表では、これに該當するものが全員の三〇％と云つてゐる。しかし組合側の組合員の調査によると四五％弱になつてゐるようでありまして、この比率から見ますと、下級の職員の数が多い、またはそれ以上のものが頭打ちや特別号俸に該當してゐると思つてゐる。各級別における人員と、これに該當するものの数を一つ詳細に御説明を願ひたい。なお各級別の年齢別の構成状況も御説明願ひたい。もし手元に本日資料がなければ、委員長から來週適當な日に資料の提出を要求していただ

きたい、これを最後にお願ひ申し上げます。以上であります。

○説明員(肥沼寛一君) お答え申し上げます。

私、最初の第一の気象台の現在考へておりますという責任においてどういふような問題でございまして、気象台は、これは以前は非常に政府の片隅におかれた小さな役所でありまして、戦争を契機として大きくなつたのでございまして、そういう状況で、また構成してあります職員も、氣象學がずいぶん進歩してゐないといふことから、事実上、學問上、學問上といふより、事実にあつたのでございまして、そういうわけで仕事の面につきましては非常に熱意と責任を持つてやつてゐたのでございまして、最近のようになつてゐる災害が発生しまして、それを早く予報し、警戒をするという責任が生じて参りますと、今までのような形で考へて行くわけには参らないのでありまして、こういう点についても私ども一生懸命考へております。そして機構を整備していただきたいといふことは考へておるのでありますが、先ほど來申しましたような事情で、私どもの考へが多少欠けておる点があつたのではないかと、もう少し強力に私どもの仕事ができるようになつてほしいといふ事があるのではないかと、以上のようなことであるのでありますが、先ほど熱意といふとございまして、先ほど熱意といふようなお言葉もございしましたが、非常に一生懸命やつておるつもりでございします。それから現在の施設の不備、人員その他のことでございまして、人員はたしかに不足しております。で、その一番大きなところは何かと申します

ると、先ほど申しましたように、気象台は研究をやつながら一部天気予報などをやつて行く簡単な仕事しかやつていなかった。それでその当時の世間に對する仕事は間に合つて、気象台に對する要求は満たしてゐたわけでありました。また気象台に對する要求も非常に小さかつたのであります。ところがそれ以後だんだん膨張して行きましたので、その人員といふのは、一年に何回という仕事をやる、これには何人の人が要するといふことで計算されましたが、最近最も重要なことは、やりました仕事の結果をいかにして世間にお知らせするかといふ、そういう解説をする人間が一人も昔からいなかったといふ、この点で私ども今一番困つておるのであります。結局実績がないといふことで、なかなかこういう点は認めていただけないのでありまして、非常に残念に思つております。それから施設の面でございまして、これは戦争中に航空機の作戦に氣象は大事だといふことで、非常に早くから氣象台は通信線を持たしていただけております。専用の通信線を……。しかし、それはもう十何年も昔の話でありまして、最近の非常に発達した通信技術から考へますと、誠に時代遅れのものではございします。ただ現在持つてゐるに合つてゐるという理由で、なかなか非常にお金のかかる新しいものにかえて行けないのではないかと考へておりますが、そういう点でやはり新しくできた官庁が一番新しいのを持つておりますが、それに合わせたような施設をお願ひできますれば非常に好都合だと思つてございします。それから二番目の洞爺丸事件以来の通信の整備の問題でござい

が、これはあの当時新聞紙上でいろいろ通信線が切れて、予報、警報の問題がうまく伝達できなかったのではないかと、かといふような批判もかなりあつたことは承知しております。これは現在海難審判にかかつておりまして、私どもの方もよく自分のことは詳しく調べておりますが、気象台に關する限りまああまりよくいったと私は考えております。ただこの問題について私どもの主張をこの席で申し上げることは、たゞいま海難審判中でございますので、詳しいことは差しつかえることをお許し願ひたいのでございます。そういうことで一部通信線は切れましたが、仕事としてはずすところまでやつたと考えております。しかしこの切れたといふことは、これはもちろんいけないわけでありまして、洞爺丸のときにも、今後そういうふうな状態で行くかどうかといふことは疑問なのであります。通信線の整備といふことは気象の仕事にとつては一番大切な問題だと存じます。で、今年、今予算に計上されておりますのは非常電話の問題、それからそのほか富士山の通信施設とか、台風の出で参ります南のほうの名瀬の通信施設とかが入つておりますが、私どもを言へばもっと整備していただきたいのでありますけれども、今の程度といふことにもしきましますれば、この中でその範囲でできるだけのことをやつて行きたいといふいろいろの計画を進めておりますが、毎年絶えず台風が来、あるいは豪雨が起るといふ災害のことを考えますと、もう少し大幅の整備はぜひ必要なんだと存じます。そういう点につきまして今

後十分御援助をいただきたいと思つてございまして。それから三番目と四番目の問題は、これは予算と給与の問題でございまして、総務部長にかかつてもらひます。

○説明員(北村純一君) たいいま予報部長から大體御説明申し上げました通りでございます。気象台の予算とか、定員とか、経費とかいふものは必ずしも十分とは申せませんけれども、近頃急激に膨張の過程と云いますか、要求が非常に膨大になっております。

行政機構の整理であるとか、あるいは財政の規模を一定のところに押さへるといふ世間のいろいろな情勢とちよつと遭遇しまして、非常にわれわれにとつて都合が悪いような時勢になつておりますので、思ふように人員、施設、経費といったものが獲得できていないようなきらいもないのではないのが、若干残念には思ひますけれども、いづれ国内の諸般の事情を調整しながらでなければ気象の仕事は十分には伸ばして行くことができませんので、そういうような意味合いで現在現段階の予算の過程に落ち着いてるようなわけでございます。気象台が大體最近におきまして六十億ないし八十億といった予算の要求を大蔵省にしておりますにもかかわりませず、実際の数字が二十億四角におさまつてゐるというの、その間の事情によるものだと思うのであります。それで先ほど運輸省の所管の附属機関であるから予算が思ふようになれないのではないかと、いふようなお話がございましたけれども、運輸省におきましても十分気象台の仕事の重要性は認識されてまして、幹部を挙げまして予算の獲得に努めてい

ただいっているわけでございます。その点は八十億の予算を大蔵省に出すことを運輸省自身が承認し、後援していただいておるわけでございますから、格別の障害になつてゐるとは存じませんけれども、附属機関であるといふふうな行き方が弱体ではないかといふふうな感じもいたしますので、これを十分機構整備いたしますことにつきましては、よりより御相談を申し上げていく程度でございます。それから給与につきましては、頭打ちのパーセンテージの話が持ち出されておりますけれども、大體三〇%以下だと私はこれまで教習で思つておるのでございますけれども、ここにこまかい数字を持つて参りませんでしたので、先ほどのお話のお言葉に甘えるようでございまして、来週申すまでに級別、定員別に頭打ちの状況、年齢別の構成状況といったものを表にいたしまして、この委員会に提出させていただきます。こゝういふことにお願ひしたいと思ひます。

○本下源吾君 もう一点だけ伺ひますが、これは実は通信の方で具体的に新しい施設はこゝういふものがほしいのだといふようなものを一つ書いて出していただきたい。というの、私どもは公共関係で視察をいたしますと、いろいろ通信の中にも相当完備しておるの、思ひます。地方とあなただ方の分とどういふふうな関係にあるかを一つ調べてみたいと思ひますので、一つ出していただきたい。それから中国、ソビエトとの間に、こゝういふ災害予防のための通信提携といふようなものがあれば相当助かるのではないかと、いふことを私も考へるのがあるが、これらについての技術面からのあなただ

ある暴風雨が来たときには、自分の方でも警報のようなものを出すから利用したいのではないかと、いふような声明がございました。で、そういうふうなものがありましたので、今、国交がないのでございまして、それに対してこまかい相談も何もできない。ただその声明に頼つてどういふことが行われるか待つておつた次第でございますが、その放送はこれは一日二回ずつ実施しておりますが、日本語の放送でただ一回だったかと思ひますが、気象のことはつけ足してございまして、それ以外は気象のことは内容には何も載つてございません。そういうことで今一番困つておりますのは、中共地区、北鮮地区の気象が全然ない。しかも御承知のように、気象の状況は西の方から先に變つて来ますから、これが非常に困難を感じております。ただ曲りなりにも毎日天気予報が出ておりますことは、これは最近高層気象といふのが発達いたしまして、地上の観測ではなくて、むしろ数千メートルという高い所の気象の状況から天気を判断する。そういう形になつて参りましたので、どうやらやつておるという状況でございます。

○本下源吾君 ソ連とは何か協定はできないだらうが、とにかく信頼できるような約束が何かあるのですか。

○説明員(肥沼寛一君) 先ほどはつきり申し上げませんでした。終戦後に世界気象機関といふのが国連の中の下部機構としてできております。構成員は各國の気象台長でございます。日本も昨年の九月と思ひますが、これに加盟してございまして、いろいろの相談をした線にのつてお互に仕事をしておる

の所見を一つ伺ひたい。機構の所屬については、私どもは相なるべくは総理府あたりは何したらいののではないかと、こゝう考えますが、これはまたあなただ方も御研究になつておると言ひから第二にしますが、ただいまの二点ですね、機械のやつはこれは書いて出してもらひたい。それからもう一つは中ソ間における提携の問題があれば、よほど今日の災害は緩和できるのじやないかといふことに対する御所見を伺ひたい。

○説明員(肥沼寛一君) 気象の資料は、これは最近航空機が発達しまして、どこどの國でも自分の所だけでは間に合わないのでございます。そして戦前から実施はしておりましたが、終戦後になつて、各國がお互に協定をしまして、一定の方式で気象無線通報といふものを実施しております。ソ連の方は今モスクワとか、ハバロフスクとかいふ所で気象放送をやつておりますので、私もそれをとつてシベリア、それからヨーロッパ、ロシアあるいはヨーロッパの方までも資料は十分持つております。日本でもそれに対応した放送は実施しております。向うでもおそらくこれを使つておることだと思ひます。そういうことであります。私どもも困ります。これは北鮮、それから中共地区の資料は全然ございません。これは昨年台長が中共へ招待されました。向うの総理にお話になつたのであります。その時はできるだけの協力はしたいといふようなお話だけだったものであります。今年になりました。たしか二月末頃だったと思ひますが、北京の気象台長が声明文を出しまして、日本に關係の

わけでありました。ただ実際問題として、ましては、ソ連の放送はこの形式にのっとらない面もあるようでございます。まして、ソ連の全部の資料を私ども持っておるわけではございません。○委員長(新谷實三郎君) それでは、ただいま本下委員から要求のありました気象台の職員とその給与関係資料は来週中に本委員会に御提出願いたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時六分散会

五月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願(第二七九号)
- 一、恩給法中一部改正に関する請願(第二八二号)
- 一、恩給不均衡是正に関する請願(第二八三号)(第三二六号)
- 一、恩給改訂に関する請願(第二九五号)(第三一七号)(第三一八号)(第三四一号)
- 一、養護教諭の恩給に関する請願(第二九九号)(第三一四号)(第三二七号)
- 一、高知県須崎市の地域給に関する請願(第三〇〇号)
- 一、山口県光市の地域給に関する請願(第三〇九号)
- 一、栃木県今市市の地域給に関する請願(第三四三三号)
- 第二七九号 昭和三十年五月四日受理
静岡県伊豆長岡町外二箇町の地域給に関する請願
請願者 静岡県田方郡伊豆長岡町長 持野精一 外二十四名

紹介議員 高瀬莊太郎君
静岡県伊豆長岡町、大仁町及び修善寺町は、各町内の大部分が温泉旅館を主体とした温泉観光地として発展した町で、熱海、伊東両市と多くの共通点を持つてゐる上、全くの消費地であるため、生活必需品のすべてを沼津市、三島市等から仕入れる実情で物価は高く、これ等三箇町に生活する俸給生活者の生活状態は実に悲惨なものであるから、伊豆長岡、大仁、修善寺の三箇町の地域給をそれぞれ二級地に指定せられたいとの請願。

第二八二号 昭和三十年五月四日受理
恩給法中一部改正に関する請願
請願者 福島市森合町畑七四 柏徳

紹介議員 木村 守江君
現行の恩給法では旧軍人軍属の恩給と一般公務員との恩給が著しく不均衡であるから、旧軍人軍属の恩給基礎を職年を一般公務員同様に改められるとともに、旧軍人軍属の未規定者に附すべき加算年を既規定者同様に改められたいとの請願。

第二八三号 昭和三十年五月四日受理
恩給不均衡是正に関する請願
請願者 福島市森合町畑七四 柏徳

紹介議員 木村 守江君
旧軍人の恩給額は一般公務員のそれに比し著しく低額であるから、すみやかにその仮定俸給年額を一般公務員並に引き上げるとともに旧軍人軍属の公務扶助料に適用される倍率を一般公務員の倍率と同等にせられたいとの請願。

第三二六号 昭和三十年五月九日受理
恩給不均衡是正に関する請願
請願者 福岡県三井郡北野町大字大城一四九 柳勇

紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二九五号 昭和三十年五月六日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大阪市阿部野区共立通二ノ七五 浜中幸四郎 外千三百九十一名

紹介議員 左藤 義彦君
昭和二十九年一月一日以降、現職公務員に対しては、「二万五千円給与水準」の俸給表により給与が支給されているが、昭和二十八年十二月三十一日以前の退職者の恩給においては旧ベースである「一万三千円給与水準」が適用されたままであるから、すみやかに改正の上、昭和二十九年一月にそして実施するとともに、恩給仮定俸給額も同時に改正せられたい。又昭和二十三年六月三十日以前の退職者の仮定俸給額は、昭和二十二年九月、十月以後に実施された諸給与の本俸繰込、勤続年数による号俸切替等の措置を経て同年七月一日以降の退職者の仮定俸給額ならびに現職公務員の俸給額との間にいちじるしい差があるから前項改訂の際併せてこれが調整を図られたいとの請願。

第三二七号 昭和三十年五月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 神奈川県川崎市南幸町三ノ六一 石川八千代 外千四百四十六名
紹介議員 三木 治朗君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。
第三一八号 昭和三十年五月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県印旛郡米田町平津六四一ノ二 正木栄 治郎外三百二名
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。
第三四一号 昭和三十年五月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 兵庫県豊前郡新宮町下笹三五二 森本俊治外三百六十三名
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。
第二九九号 昭和三十年五月六日受理
養護教諭の恩給に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺出口町五 藤井ハル外二名
紹介議員 井上 清一君
現在小学校、中学校、高等学校に勤務している養護教諭がその任用されるまでに、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦の身分において勤務した年数が現行法律においては恩給年数に加算されないが、これらは教育公務員である

養護訓導(養護教諭)と勤務状態についても職務内容についても寸分のちがいもなく、小、中、高等学校における教諭と助教諭の関係を全く同じであるから、これを恩給年数に加算されるよう法律の改正を図られたいとの請願。

第三一四号 昭和三十年五月七日受理
養護教諭の恩給に関する請願
請願者 兵庫県姫路市飾磨区中島九七八 杉内こんめ 外五名
紹介議員 深川タマエ君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三二七号 昭和三十年五月九日受理
養護教諭の恩給に関する請願
請願者 福岡県糸島郡怡土村小学校内 衣笠美枝子外十六名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三〇〇号 昭和三十年五月六日受理
高知県須崎市の地域給に関する請願
請願者 高知県須崎市長 上田 辻益外一名
紹介議員 寺尾 豊君 入交 太蔵君
高知県須崎市は、高岡郡の中心地で高知市に次ぐ人口を有し、しかも生活物資はほとんど移入に依存しているため、物価は時に大都市を上回ることもまれでなく一般公務員の生活は困難な実状にあるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第三〇〇号 昭和三十年五月六日受理
高知県須崎市の地域給に関する請願
請願者 高知県須崎市長 上田 辻益外一名
紹介議員 寺尾 豊君 入交 太蔵君
高知県須崎市は、高岡郡の中心地で高知市に次ぐ人口を有し、しかも生活物資はほとんど移入に依存しているため、物価は時に大都市を上回ることもまれでなく一般公務員の生活は困難な実状にあるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第三〇九号 昭和三十年五月六日受理

山口県光市の地域給に関する請願

請願者 山口県光市長 磯部貞

次外二十名

紹介議員 重宗 雄三君

山口県光市は、昭和二十九年五月に行われた人事院の地域給級地引上げの勧告においては二級地に引き上げられたが、その後十箇月を経過した今日なおその実施をみないことはまことに遺憾であり、また衆参両院の各人事委員会においてこの人事院勧告の追加修正が行われた際、すべての点で本市と差異のない徳山市等が三級地に追加され、本市のみが二級地にすえ置かれたことはまことに不合理であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられ、即時これを実施せられたいとの請願。

第三四三号 昭和三十年五月十日受理

栃木県今市市の地域給に関する請願

請願者 栃木県今市市長 青木源吉外二名

紹介議員 戸叶 武君

栃木県今市市は、鹿沼市、宇都宮市、日光市に隣接し、行政、経済の重要な地位を占めており、また日光、鬼怒川、川治の三大観光地への分岐点に当り、その交通量はますますひん繁を極めつつあるが、生活必需品のほとんどがこれら観光地に流出されるため、当地の諸物価は一段と上昇し公務員の、生活は極めて困難な実情にあるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

第一部 内閣委員会会録第六号

昭和三十年五月二十日【参議院】

一、経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済企画庁設置法

本則中、別に定める場合を除き、「経済審議庁」を「経済企画庁」に、「審議庁」を「企画庁」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条第一号中「長期経済計画の策定」の下に「及び推進」を加える。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 長期経済計画を策定し、並びに長期経済計画に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

第五条を次のように改める。

(内部部局)

第五条 企画庁に、長官官房及び左の四部を置く。

調整部

計画部

開発部

調査部

第六条を削る。

第七条の見出しを「(長官官房の事務)」に改め、同条中「総務部」を「長官官房」に改め、第十一号を第十二

号とし、第十号の次に次の一号を加え、同条を第六条とする。

十一 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

第八条中第八号を削り、同条第九号中「前八号」を「前七号」に、「総合調整」に関すること。を「総合調整に関すること」(長官官房及び他部の所掌に属するものを除く。)に改め、同号を第八号とし、同条の次に次の一号を加え、同条を第七条とする。

九 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の策定に関する総合調整に関すること。

第九条を次のように改める。

(計画部の事務)

第八条 計画部においては、左の事務をつかさどる。

一 長期経済計画の策定に関すること。

二 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案に関する総合調整に関すること。

三 総合国力の分析及び測定に関すること。

四 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

五 原子力の経済的利用に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

(開発部の事務)

第九条 開発部においては、左の事務をつかさどる。

一 国土総合開発及び国土調査に関すること。

二 特殊土壌より地帯の災害防除及び振興に関すること。

三 離島の振興に関すること。

第十二条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十号の次に次の三条を加える。

(長官)

第十一条 企画庁の長は、経済企画庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2 長官は、長期経済計画の策定及び推進のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることが出来る。

3 長官は、長期経済計画の推進のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、長期経済計画に関する当該行政機関の重要な政策及び計画の立案について勧告することが出来る。

(特別な職)

第十二条 企画庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 企画庁に、審議官九人以内を置く。

4 審議官は、命を受け、企画庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐する。

5 長官官房及び各部に、長官官房及び各部を通じて調査官十八人以上を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

第十三条 長官官房に、官房長一人を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(日本銀行法の改正)

第二条 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ四第二項第三号中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

(国家行政組織法の改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

(総理府設置法の改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「経済審議庁」を「経済企画庁」に改める。

第十八条の表中「経済審議庁」を「経済企画庁」に、「経済審議庁設置法」を「経済企画庁設置法」に改める。

(国土総合開発法の改正)

第五条 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

本則中「経済審議庁長官」を「経済企画庁長官」に改める。

(資源調査会設置法の改正)

第六条 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

（電氣開發促進法の改正）
第七條 電氣開發促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項第五号中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

（鐵道敷設法の改正）
第八條 次の各号に掲げる法律の規定中「經濟審議庁長官」を「經濟企圖庁長官」に改める。

一 鐵道敷設法（大正十一年法律第三十七号）

二 積雪寒冷地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）

三 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）

四 特殊土地、地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

五 急傾斜地帯振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百三十号）

六 渾田単作地帯農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）

七 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）

八 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

九 畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）

（他の法令の號替）
第九條 第七條に掲げる法律を除くほか、他の法令中「經濟審議庁」とあるのは「經濟企圖庁」と、「經濟審議庁長官」とあるのは「經濟企圖庁長官」と読み替へるものとする。

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、會計検査院法の一部を改正する法律案
會計検査院法の一部を改正する法律案

會計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「四局」を「五局」に改める。

「検査第一局」「第二局」「検査第三局」「第四局」「検査第四局」「第五局」

第十三條第一項中「及び技官」を「技官その他所要の職員」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十四條 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行ふ。

院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務総長に委任することができる。

第十六條 次のように改める。

第十六條 同の長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。

局長は、事務総長の命を受け、局務を掌理する。

第十七條第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。

第十八條中「各局課に分属し、」を削る。

第二十三條第一項第二号中「国以外のものが國のために取り扱う現金を、国、日本専売公社、日本国有鐵道及び日本電信電話公社以外のものが國又は公社（日本専売公社、日本国有鐵道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。）のために取り扱う現金」に改める。

第二十三條第一項第三号及び第五号から第七号までの各号、第三十一條、第三十三條、第三十五條並びに第三十七條第二項中「国」の下に「又は公社」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第十八号中「宅地の利用の調整」を「宅地制度」に改める。

第三條第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 建設省の所管に属する建設工事用機械の貸付に関する事務を行ふこと。

第三條第二十六号の二中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」を、「建設工事」の下に「建設工事の設計、建設工事の工事管理」を加え、「を行ひ、並びに建設工事用機械の修理に関する事務を、並びに建設工事用機械の修理及び運搬」に改める。

第三條第二十六号の三中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」を加える。

第三條第二十六号の四中「必要を生じた工事」の下に「及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事」を加える。

第三條第二十六号の五中「ついで、ついでに、」を「行ふこと」を「行ひ、並びに建築物、その敷地及び建築資材について特別な調査、試験及び研究を行ふこと」に改める。

第三條第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 建設省の所管行政に關する賠償及び国際協力に關する事務を行ふこと。

第四條第二項中「第二十五号の三」を「第二十五号の四」に改め、「第二十八号」の下に「第二十八号の二」を、「所掌に属するものを除く」の下に「同条第二十九号に規定する事務（附屬機關の所掌に属するものを除く）」を加える。

第四條第三項中「同条第二十号」を「並びに同条第二十九号に規定する事務（附屬機關の所掌に属するものを除く）」に改め、

「並びに同条第二十九号に規定する事務（附屬機關の所掌に属するものを除く）」を削る。

第八條第一項中「第二十六号の五に規定する事務を、同条第二十六号の五に規定する事務のうち河川工作物に關するもの」に改める。

第九條第一項中「設計に關するもの」の下に「同条第二十六号の五に規定する事務のうち建築に關するもの」を加える。

第十二條第二号中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」を加え、「建設工事及び」を「建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに」に改め、「修理」の下に「及び運搬」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二の二 委託に基き、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事（これに關する調査を含む）及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに關する調査を含む）を行ふこと。

二の三 建設工事用機械の貸付に關すること。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第十八号中「宅地の利用の調整」を「宅地制度」に改める。

第三條第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 建設省の所管に属する建設工事用機械の貸付に関する事務を行ふこと。

第三條第二十六号の二中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」を、「建設工事」の下に「建設工事の設計、建設工事の工事管理」を加え、「を行ひ、並びに建設工事用機械の修理に関する事務を、並びに建設工事用機械の修理及び運搬」に改める。

第三條第二十六号の三中「公共団体」の下に「住宅金融公庫」を加える。

第三條第二十六号の四中「必要を生じた工事」の下に「及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事」を加える。

第三條第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 建設省の所管行政に關する賠償及び国際協力に關する事務を行ふこと。

第四條第二項中「第二十五号の三」を「第二十五号の四」に改め、「第二十八号」の下に「第二十八号の二」を、「所掌に属するものを除く」の下に「同条第二十九号に規定する事務（附屬機關の所掌に属するものを除く）」を加える。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、七四七人	
	公正取引委員会	二二七人	
	国家公安委員会	七、六二二人	うち九八五人は、警察官とする。
	警察庁	一〇五人	
	国家消防本部	一八人	
	土地調整委員会	九〇五人	
	宮内庁	三、二七二人	
	調達庁	一、五九三人	
	行政管理局	三、一三二人	
	北海道開発庁	二一九人	
法務省	自治庁	三七一一人	
	防衛庁	一九、二二一人	
	経済企画庁	四一、九二四人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
	計	一、六三七人	
外務省	本省	四三、五七一人	
	計	一、七二一人	
大蔵省	本省	二一、〇一三人	
	計	五〇、三三四人	
文部省	本省	六二、二五五人	うち六〇、七六三人は、国立学校の職員とする。
	文化財保護委員会	四二四人	
計	計	六二、六七九人	

厚生省

本省

四三、五七〇人

農林省

本省

二五、二九一人

通商産業省

本省

二五、四四四人

運輸省

本省

二〇、八五三人

労働省

本省

一、三七〇人

建設省

本省

七〇、九五八人

合 計

計

六三六、三三二人

附 則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の行政機関職員定員法

3 新法第二条第一項の規定にか

4 新法第二条第一項の規定にか

5 新法第二条第一項の規定にか

6 新法第二条第一項の規定にか

7 新法第二条第一項の規定にか

8 新法第二条第一項の規定にか

9 新法第二条第一項の規定にか

10 新法第二条第一項の規定にか

11 新法第二条第一項の規定にか

12 新法第二条第一項の規定にか

13 新法第二条第一項の規定にか

14 新法第二条第一項の規定にか

15 新法第二条第一項の規定にか

16 新法第二条第一項の規定にか

17 新法第二条第一項の規定にか

18 新法第二条第一項の規定にか

19 新法第二条第一項の規定にか

とし、昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間は、九千九百九十四人とする。

10 次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、職員の出出に基いて、それぞれ同表の中欄に掲げる日

調達庁	昭和三十年六月三十日	昭和三十一年五月十五日
	三三二一人	一四四一人
文部省	昭和三十一年三月三十一日	昭和三十年六月三十日
	六八一人	四一八一人
厚生省	昭和三十一年五月十五日	昭和三十一年五月十五日
	四八三人	四五〇人

11 前項の規定による中出及び指名の手続については、人事院規則で定めるところによる。

12 第十項の規定に基いて職員を定員の外に置くことができる期間は、指名した日の翌日（起算日とする）十月以内の期間で、職員の在職期間を参酌して政令で定めるものとする。

13 第十項の規定により定員の外に置かれた職員は、定員の外に置かれている期間中は、職務に従事しない。ただし、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十条ノ二及び国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條第四項の規定の適用については、職務に従事するものとみなす。

14 第十項の規定により定員の外に置かれた職員には、定員の外に置かれている期間中は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十

に、同表下欄に掲げる員数の範囲内において、その職員を指名して、その職員を指名の日の翌日から、第四項、第六項及び第七項の規定により置かれる定員の外に置くことができる。

五年法律第九十五号）に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当を支給するものとし、その他の給与は、支給しないものとする。

15 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百六十六人とする。」を「三千七百四十八人とする。」に改める。

附則第七項中「六万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百七十七人とする。」を「六万三千三百六十九人とする。」に改める。

附則第八項中「四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とする。」

同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。」を「四万四千二百八十四人とする。」に改める。

16 経済審議庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百号）施行の日（前日）までは、新法第二條第一項中「経済企画庁」とあるのは、「経済審議庁」と読み替えるものとする。